

【議第1号】

西郷都市計画臨港地区の変更 (島根県決定)

隠岐の島町都市計画審議会
令和3年12月24日

臨港地区とは

- 都市計画法で定められた地域地区の一つ
- 港湾の管理運営を円滑に行うために定める地区
 - ・港湾管理者が行うことができる業務の地域的範囲を画す
 - ・工場等の新增設等についての届出を義務付け
 - ・目的を著しく阻害する建築物等の建設を規制

臨港地区の決定区分

- 都市計画区域：都市計画法により定める
- 都市計画区域外：港湾法により定める

県内の臨港地区指定状況(都市計画区域内)

○重要港湾(県決定)

浜田港、三隅港、西郷港

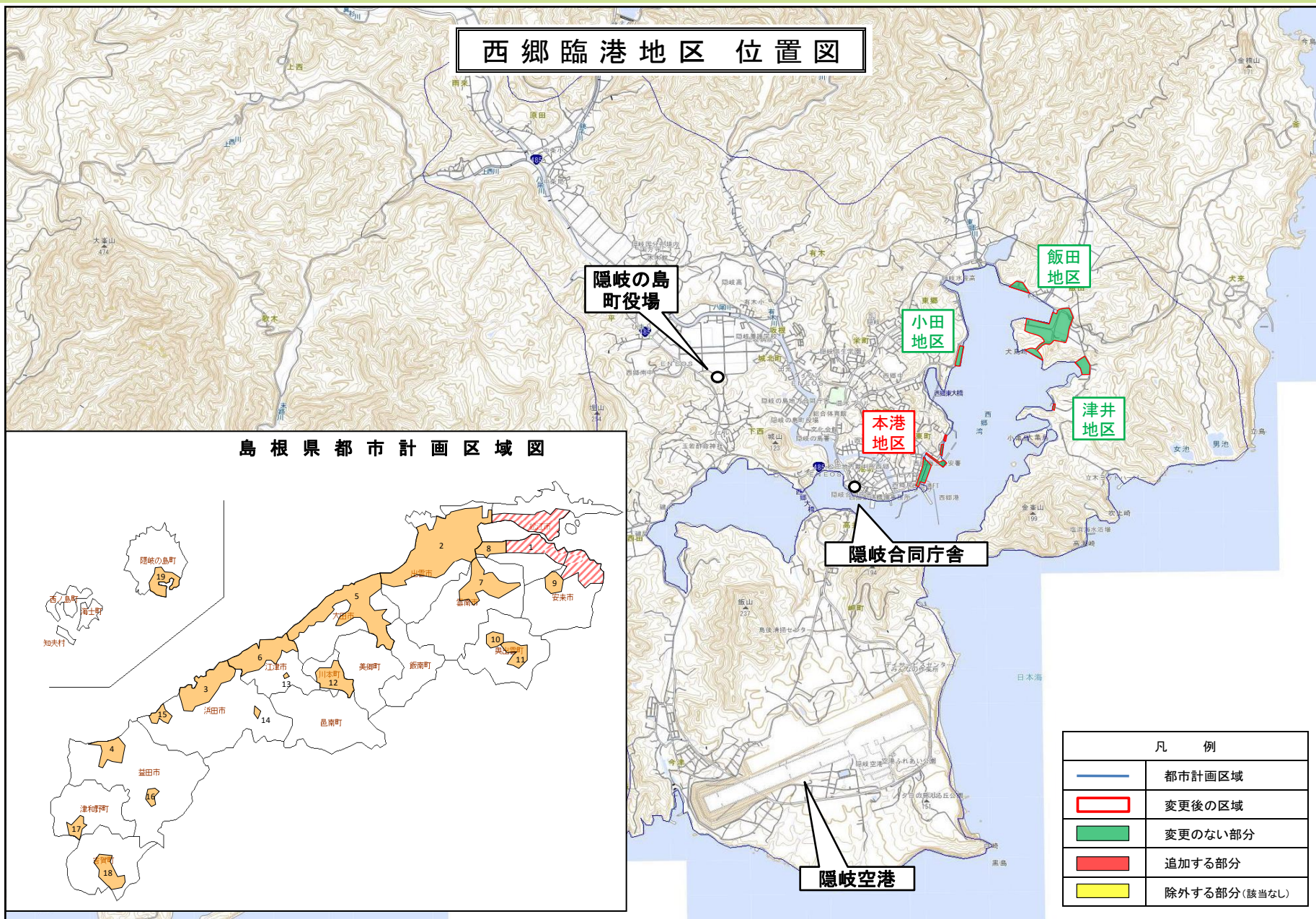
○地方港湾(市決定)

松江港、安来港、河下港(出雲市)、
久手港(大田市)、宅野港(大田市)、温泉津港(大田市)、
江津港、益田港

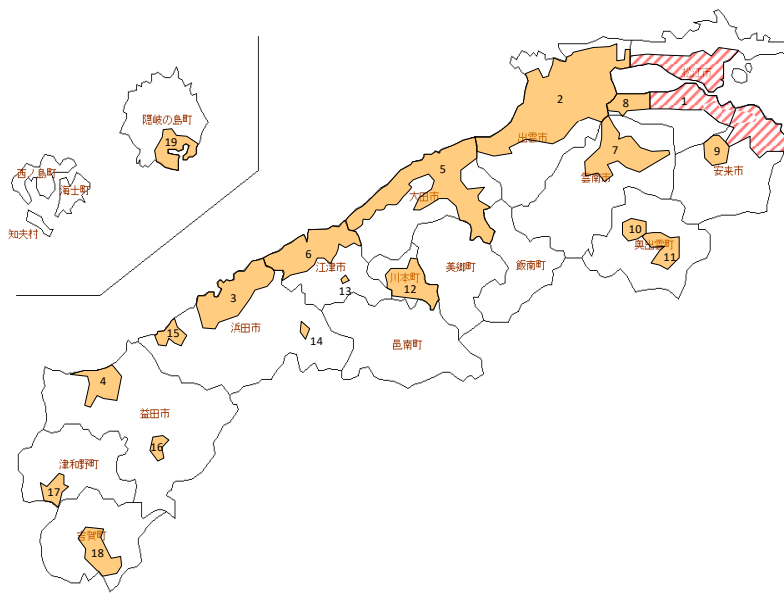
西郷都市計画臨港地区の変更

議第1号

西郷臨港地区位置図



島根県都市計画区域図



凡 例

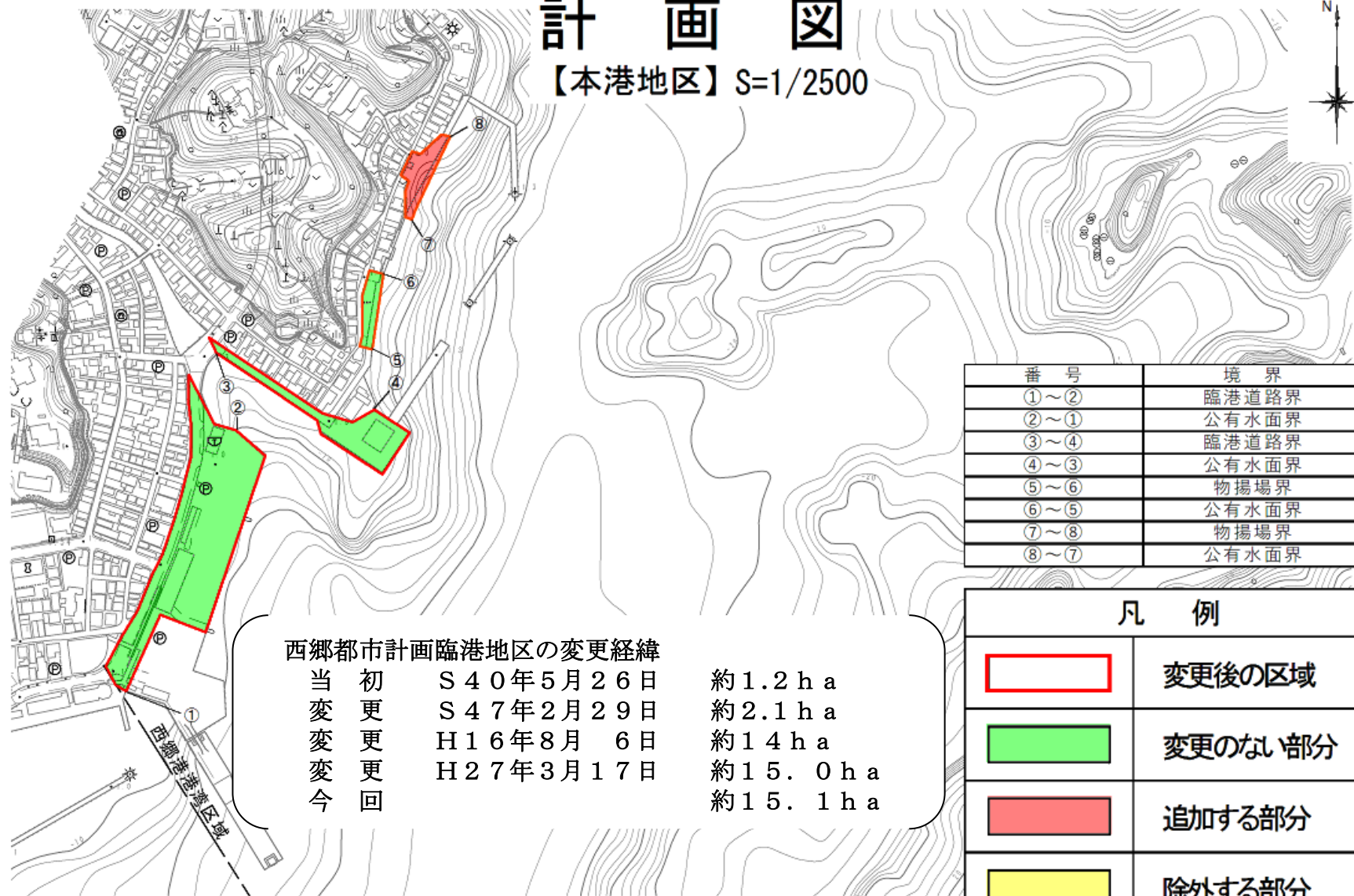
	都市計画区域
	変更後の区域
	変更のない部分
	追加する部分
	除外する部分(該当なし)

西郷都市計画臨港地区の変更

議第1号

計 画 図

【本港地区】 S=1/2500



番 号	境 界
①～②	臨港道路界
②～①	公有水面界
③～④	臨港道路界
④～③	公有水面界
⑤～⑥	物揚場界
⑥～⑤	公有水面界
⑦～⑧	物揚場界
⑧～⑦	公有水面界

凡 例

	変更後の区域
	変更のない部分
	追加する部分
	除外する部分

西郷都市計画臨港地区の変更経緯

当 初	S 4 0 年 5 月 2 6 日	約 1.2 h a
変 更	S 4 7 年 2 月 2 9 日	約 2.1 h a
変 更	H 1 6 年 8 月 6 日	約 1 4 h a
変 更	H 2 7 年 3 月 1 7 日	約 1 5. 0 h a
今 回		約 1 5. 1 h a

現在の西郷港の状況



都市計画の手続き(法定)

案の
縦覧

○令和3年11月12日（金）～ 令和3年11月26日（金）

- ・縦覧者：0名
- ・意見書の提出：0通